

1996年7月3日

国税庁長官
日高 壮平 様

日本アルコール問題連絡協議会
中央区日本橋浜町3-19-3 ツグノ21ビル

アルコール問題全国市民協会
アディクション問題を考える会
日本キリスト教婦人矯風会
日本アルコール医学会
日本アルコール関連問題ソーシャルワーカー協会
飲酒運転に反対する市民の会
イッキ飲み防止連絡協議会
全日本断酒連盟
救世軍日本本営
国際グッドテンプレーズ
日本禁酒禁煙協会
日本禁酒同盟
アンスワール相互保険会社

主婦連合会
千代田区六番町15

24時間営業をしている自販機に関する要請書

＜要請の趣旨＞

- 一、自動車運転免許証の年齢識別装置をつけた酒類の自動販売機を設置している小売販売業者について、平成1年11月22日国税庁告示第9号「未成年者の飲酒防止に関する表示基準」に定められた販売停止時間に違反して24時間営業している恐れが強いので至急調査の上この装置を取り外すなど適切な指導をしていただきたい。
- 二、この小売酒販業者について、全国小売酒販組合中央会において、「酒類小売業における酒類の表示に関する公正競争規約」(昭和55年4月3日公正取引委員会告示第7号)の実施機関である全国小売酒販組合中央会に対して、同規約第8条に基づいて必要な調査を行ない、違反していることが判明した事業者に対しては、同規約第9条に基づき警告・違約金の課徴その他必要な措置を講ずるよう申し入れていますが、国税庁におかれても、同中央会が同規約の実施機関としてこの申し入れに応じて、きちんと所用の手続きをとるよう、指導していただきたい。

＜要請の理由＞

- 一、最近の新聞によれば、自動車運転免許で購入者の年齢を識別する装置をとりつけた酒類の自動販売機が登場し、すでに全国の千店以上の小売店がこれを設置して24時間営業をしているかのような報道がされています。
- 二、これが事実ならば、明らかに上記の表示基準によって定められた販売停止時間に違反することになります。また、これが「酒類小売業における酒類の表示に関する公正競争規約」第4条3項・4項、同規約施行規則 第2条2項に違反することも明らかです。

三、新聞報道のように、すでに千店以上の小売店がこのような違反行為をしているとなると、まことにゆゆしき事態と思われますので、至急、同規約第8条に基づき、この装置をとりつけた自販機によって「おかげで自販機の売り上げは2倍になった」（6月25日付産経新聞）と述べている埼玉県富士見市の小売酒販店水村錦寿氏その他の関係者を招致して、監督官庁として適切な指導をされるよう要請します。

四、また、これに関しては、「不当景品類及び不当表示防止法」第10条に基づく上記公正競争規約が定められておりますが、上記の小売酒販業者の行為が同規約第4条に違反していることも明らかです。そこで全国小売酒販組合中央会に対して、別紙「申し入れ書」のとおり、同規約第8条に基づき関係者を招致して事情聴取その他の調査を行ない違反事実を確認して、同規約第9条に基づきその排除措置をとるべき旨の警告、違約金の課徴その他の必要な措置をとることを申し入れました。

五、この公正規約は、業者間の競争ルールとして極めて重要なものでありますので、これに違反する業者に対しては、この規約の定めに基づき厳正に対処する必要があるものと解されます。については、同中央会に対し、同公正規約の実施機関として同規約の定めに従い厳正な手続きを講ずるよう、指導を要請します。